

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第19号

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例

大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大和市中心一丁目5番14号」を「大和市深見西一丁目2番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。